

令和 4年 10月 26日

ORCA サポート医療機関様

【重要、必須】後期高齢2割の患者負担配慮措置対応に伴う

プラグイン更新・プログラム更新・マスタ更新のお願い

(令和4年10月診療分レセプト対応)

株式会社スカイ・エス・エイッチ

長谷川、小林、竹本、畑中

いつもお世話になり、ありがとうございます。

本 FAX の到着以降より 10 月診療分レセプト作業前までに必ず、プラグイン更新・プログラム更新・マスタ更新を行ってください。

※プログラム更新、マスタ更新の前にプラグイン更新を行ってください。

◆ プラグイン更新の作業手順（作業時間：2分～5分程度）

- ① 主サーバの ORCA を立ち上げ「03 プログラム更新」をクリックします。
- ② 画面左下「プラグイン」をクリックします。
- ③ 10 秒ほど待つと地域公費（北海道）から始まるプラグインの一覧が表示されます。
表示されたら画面右下「一括更新」をクリック、表示される確認画面の「OK」をクリックします。
- ④ 左下に青い字で「処理中です。」と表示されます。「処理中です。」が消えれば処理完了です。消えるまで約3分かかります。
- ⑤ プログラム名「地方公費対応（ユーザー様所在府県）」の「インストール済み」の数字と「最新バージョン」の数字が同一であることをご確認ください。

番号	プログラム名	パッケージ	インストール済み	最新バージョン	提供元	インストール済み
25	地方公費対応（滋賀県）	25shiga	-	5.04	jma-kk	-
26	地方公費対応（京都府）	26kyoto	5.06	5.06	jma-kk	○
27	地方公費対応（大阪府）	27osaka	-	5.02	jma-kk	-
28	地方公費対応（兵庫県）	28hyogo	-	5.01	jma-kk	-
29	地方公費対応（奈良県）	29nara	-	5.02	jma-kk	-
30	地方公費対応（和歌山県）	30wakayama	-	5.02	jma-kk	-

- ⑥ 左下「戻る」をクリック、左下「戻る」をクリック、左下「終了」をクリック。

これでプラグイン更新の終わりです。以降のプログラム更新、マスタ更新は連続した作業が必要です。プログラム更新やマスタ更新を行わずに通常業務の帳票等を印刷すると、印刷に失敗することがあります。

更新後 [42 明細書] の画面が以下に変わることをご確認下さい。

● 更新前

印刷区分 レセプト新規作成 2 入院外 1 提出用レセプト

<重要 令和4年10月以降の後期高齢2割のレセプトは対応作業中です。対応プログラム提供をお待ち下さい。>

● 更新後

印刷区分 レセプト新規作成 2 入院外 1 提出用レセプト

<令和4年10月以降の後期高齢2割レセプト対応プログラム適用済>

❖ 「41 データチェック」の「選択式コメント」に関するチェックについて

この更新には、4年10月診療分より必須の選択式コメントを含めたデータチェックを行うための、必要な更新が含まれております。

記載事項内容によって、選択式コメントが必須でないものがあるため、診療報酬請求書等記載要領の「別表1」および「別表2」をご確認いただき、必要に応じて入力をお願いいたします。

「別表1」および「別表2」はORCA トップページ、弊社からのお知らせ欄よりご覧いただけます。

【超重要】後期高齢2割、医療情報・システム基盤整備体制充実加算
令和 4年 9月29日
 後期高齢者2割負担金計算について、重大なプログラム更新がございますので、すべての医療機関様は、必ず9月29日朝以降、10月診療開始前までにプログラム更新、マスタ更新を行ってください。9月27日～28日にプログラム更新マスタ更新を行っていても再度行ってください。9月27日～28日にプラグイン更新を行っている場合、再度プラグイン更新を行う必要はありません。
 9月27日にFAXしたマニュアルは、【9/29修正版】後期高齢2割の患者負担配慮措置対応(外来窓口計算対応)に差し替えて下さい。
【超重要】後期高齢者2割負担金計算についてのプログラム更新とマスタ更新のお願い、前回FAX「後期高齢2割の患者負担配慮措置対応(外来窓口計算対応)」の訂正
 オンライン資格確認導入済み、および導入後に算定可能となる「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について

【重要】オンライン資格確認顔認証カードリーダを申込まれていないお客様
令和 4年 8月13日
 オンライン資格確認顔認証カードリーダを申込まれていないお客様はお読みください。FAXでもお送りしています。
 8月10日の中医協において、答申・公表ありました事項を報告します。
 オンライン資格確認の導入を原則義務化

別表1、過去3ヶ月実績
 別表1,2 4月改定版
 オンライン資格確認関連FAQ
 オンライン資格確認
 マニュアル類 twitter情報
 よくある質問回答集
 スカイ・エス・エイッチ
 ORCAプロジェクト

★サポートしています
 電子カルテ、ファイリング
 文書作成・管理
 薬袋・お薬手帳・診察券
 無料カスタマイズ帳票

★サポート外ですがご参考まで
 京都府保健事業協同組合
 社会保険診療報酬支払基金
 京都府国民健康保険団体連合会
 京都府医師会
 日本医師会

ここをクリック

後期高齢 2 割の患者負担配慮措置 レセプト対応

再度、ユーザーのみなさまへお願い

「レセプトの一部負担金枠について、記載方法や表示金額が正しいか？」のお問い合わせにつきましては、恐れ入りますが、まずは医師会等からの配布資料をご参考に計算や、記載要領のご確認の上、お問い合わせをお願いいたします。

その際、使った計算式や誤差の額をご提示や、記載要領内容をお示しくくださいますと、大変ありがたく存じます。

レセプト個別での金額や記載の正誤は回答しかねますので、ご了承ください。

ユーザー様のご理解とご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 特記事項の変更

後期高齢者一般所得者（後期 1 割、後期 2 割）の特記事項が変更となります。

種別	4 年 9 月診療分 まで	4 年 10 月診療分 より
後期 2 割		4 1 区カ
後期 1 割	2 9 区工	4 2 区キ
多数該当 後期 2 割 ※2		4 3 多カ
多数該当 後期 1 割 ※2	3 4 多工	4 4 多キ

※1

患者登録に「高額ウエオ」または低所得 1、2 の登録が「ない」場合割合（補助区分）の登録を判定してレセプトに自動記載します。

※2

多数該当は入院のみ

2. レセプト種別について

後期 1 割、2 割とも「一般所得者」です。（変更なし）

- 高齢受給者・後期高齢者医療一般・低所得者入院 → 「7 高入一」
- 高齢受給者・後期高齢者医療一般・低所得者外来 → 「8 高外一」

例) 外来 後期 2 割の場合

○ 00000002		診療報酬明細書(医科入院外)2 国 令和 4 年 10 月分 県番 26 医コ		1 医科	3 後期	2 2 併	8 高外一
-	-			保 険	3 9 2 6 2 1 2 6		
公負①	2 8 2 6 1 5 0 1	公受①	9 9 9 9 9 9 6	記号・番号	1 2 3 4 5 6 7 (枝番)		
公負②		公受②					
氏 名	ニチイ サブロウ 日医 三郎	特記事項	4 1 区カ	保険医 療機関 の所在 地及び 名称	京都府京都市伏見区新町 5 丁目 すかいグランドクリニック 075-000-0000 診療科		
職務上の事由	1 男 3 昭 5. 1. 2 1 生			(床)			

※ 令和 4 年 1 0 月診療分以降の後期高齢一般所得者のレセプトには、負担割合 2 割と 1 割のレセプトが混在することとなりますが、レセプト種別は同一なため、レセプト（レセプト電算データ）提出後は、記載（記録）された特記事項で負担割合の判別を行うものと思われます。

3. レセプト「保険欄 一部負担金」記載について

対象請求点数が

- 3,000 点以下の場合

高額療養費が発生しないため、一部負担金を記載（記録）しません。

但し、公費負担医療等との兼ね合いで記載（記録）するケースもあります。

- 3,001 点以上の場合

高額療養費が発生するため、一部負担金を記載（記録）します。

4. 後期 2 割のマル長の記載について

後期高齢 2 割の方で、マル長(保険番号 972)を併用した保険組み合わせで算定をした場合、窓口計算で配慮措置の対象とならないことを示すために、請求点数の 2 割計算額がマル長の上限額以下であっても、レセプトに「02長」を記載（記録）します。

(※) 上限額は 10,000 円 (75 歳到達月は 5,000 円)

5. 月次統計「保険別請求チェック表（標準帳票）」の区分名称

令和 4 年 10 月
外来

保険区分		件数	日数	点数
社 保	高一公費併用			
	高一単独			
	高7公費併用			
	高7単独			
	本人公費併用	1	4	2020
	本人単独	2	2	662
	家族公費併用			
	家族単独			
	6歳公費併用			
	6歳単独			
公費単独・併用				
小計①	3	6	2682	
国 保	一般高一			
	一般高7			
	一般	1	1	585
	一般6歳			
	退職本人			
	退職家族			
退職6歳				
小計②	1	1	585	
後期高齢者	高一	1	2	4732
	高7			
	小計③	1	2	4732

保険一覧の保険区分名称を「高9」から「高一」へ変更します。(4年10月診療分より)

参考

後期高齢者の高額療養費について（注：前期高齢者は変更なし）

変更前 4年9月30日まで

区分	外来（個人ごと）	入院 （世帯ごと）	限度額認定証 に表記される 区分	認定証 区分	レセプト 特記事項 （自動記載）
標準報酬 月額 83 万円 以上	252,600 円 + (医療費-842,000 円) ×1% 【140,100 円】	外来と同じ	認定書の 交付なし	Ⅵ	26区ア
標準報酬 月額 53 万～ 79 万円	167,400 円 + (医療費-558,000 円) ×1% 【93,000 円】	外来と同じ	現役Ⅱ	Ⅴ	27区イ
標準報酬 月額 28 万～ 50 万円	80,100 円 + (医療費-267,000 円) ×1% 【44,000 円】	外来と同じ	現役Ⅰ	Ⅳ	28区ウ
一般所得者	18,000 円	57,600 円 【44,000 円】	認定書の 交付なし	Ⅲ	29区エ
低所得者	8,000 円	24,600 円	Ⅱ	Ⅱ	30区オ
		15,000 円	Ⅰ	Ⅰ	

変更後 4年10月1日より（後期高齢者のみ）

区分	外来（個人ごと）	入院 （世帯ごと）	限度額認定証 に表記される 区分	認定証 区分	レセプト 特記事項 （自動記載）
標準報酬 月額 83 万円 以上	252,600 円 + (医療費-842,000 円) ×1% 【140,100 円】	外来と同じ	認定書の 交付なし	Ⅵ	26区ア
標準報酬 月額 53 万～ 79 万円	167,400 円 + (医療費-558,000 円) ×1% 【93,000 円】	外来と同じ	現役Ⅱ	Ⅴ	27区イ
標準報酬 月額 28 万～ 50 万円	80,100 円 + (医療費-267,000 円) ×1% 【44,000 円】	外来と同じ	現役Ⅰ	Ⅳ	28区ウ
一般所得者 負担 2 割	6,000 円 + (医療費 - 3,000 円) ×0.1 (上限 18,000 円)	57,600 円 【44,000 円】	認定書の 交付なし	Ⅲ	41区カ
一般所得者 負担 1 割	18,000 円	57,600 円 【44,000 円】	認定書の 交付なし	Ⅲ	42区キ
低所得者	8,000 円	24,600 円	Ⅱ	Ⅱ	30区オ
		15,000 円	Ⅰ	Ⅰ	